

全 員 協 議 会

日 時 令和5年5月26日（金）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第47回議運決定事項

令和5年5月24日（水）

1 令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項について

(1) 議案第34号の本会議での議決方法について

議案第34号山陽小野田市きらら交流館条例の制定について（以下「本議案」という）は、附則第3項で山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（以下「旧条例」という）を廃止することを規定している。

また、旧条例は、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館を生涯学習の推進を図るために設置する施設と規定しているため、旧条例の廃止は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第2条第5号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当する。

以上のことから、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第2条第5号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第244条の2第2項による特別多数議決となること、また、表決は、記名投票（青票・白票）により行うことを確認した。

(2) 議事日程について

変更はないことを確認した。

2 その他

広報特別委員長からの申入れについて

6月定例会中に中学生による本会議傍聴を行うが、その調整に時間を要するため、当該定例会の日程に関する議会運営委員会の開催日時について配慮してほしい旨の申入れがあったため、これを了承し、議会運営委員会の開催日時を6月7日午後1時30分から行うこととした。